

## 大阪府既存住宅断熱化促進モデル事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大阪府は、住宅省エネ化の検討機会の創出、理解向上に向け、令和6年度に開発した断熱化による効果をわかりやすく見える化できる住宅断熱性能可視化シミュレーションツール「エコミエル」(以下「ツール」という。)の精度検証及び断熱改修の効果測定を行うため、予算の定めるところにより、モニターとして住宅の断熱改修工事及び事業に協力する者(以下「補助事業者」という。)に対して、大阪府既存住宅断熱化促進モデル事業補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる居室 居間(リビング)、食堂(ダイニング)及び台所(キッチン)をいう。
- (2) ZEH仕様基準 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準(令和4年国土交通省告示第1106号)に規定する「1外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準」をいう。
- (3) 断熱改修の効果測定 ツールを用いて、改修工事による断熱効果等の向上をシミュレーションし、その結果と実際の室温等のパラメータを比較することをいう。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、別表1に掲げる補助対象工事を行う者とする。

ただし、次の各号に該当する個人及び団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 民事再生法(平成11年法律第225号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く。)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの
  - (2) 府税その他租税の未申告又は滞納があるもの
  - (3) 国又は地方公共団体
  - (4) その他知事が事業目的に照らして補助金を交付することが適切でないと判断するもの
- 2 補助事業者は、別表1において、対象となる住宅の所有者又はそれに準ずるものとする。
- 3 補助事業者は、補助対象工事の施工前にツールを使用し、当該工事についてシミュレーションを行わなければならない。
- 4 補助事業者は、補助対象工事の施工前及び施工後に、大阪府が行うツールの精度検証のための断熱改修の効果測定に協力しなければならない。

- 5 補助事業者は、補助対象工事を施工する者に、大阪府が行うツールの精度検証のための断熱改修の効果測定に協力させるものとする。

(補助対象事業等)

- 第4条 補助事業者が補助対象工事を行うために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ相当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。
- 2 補助対象経費は、窓または外壁の断熱改修工事にかかる費用とする。
- 3 前項の補助対象経費のうち、国庫補助金、大阪府及び市町村の補助金を受ける断熱改修工事費並びに消費税額及び地方消費税額については、補助対象経費としないものとする。
- 4 補助対象事業（補助対象工事及び前条第4項に規定する効果測定への協力をいう。以下同じ。）は、原則、別表1に掲げるパターン毎に1件ずつとし、それを上回る件数の申請があった場合には、先着順に決定するものとする。ただし、申請書類及びその内容に不備があった場合は、この限りではない。
- 5 知事は、前項の規定により着順が決定したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、別表2に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請等)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪府既存住宅断熱化促進モデル事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請書には、別表3に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする補助事業者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の交付申請書は、補助対象工事にかかる工事請負契約予定日の30日前までに提出しなければならない。

(補助内容の変更等)

- 第7条 補助事業者は、補助内容又は補助対象経費を変更しようとするときは、あらかじめ大阪府既存住宅断熱化促進モデル事業補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容の変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変更については、この限りでない。
- 2 規則第6条第1項第3号に規定する知事の承認を受けようとする補助事業者は、大

阪府既存住宅断熱化促進モデル事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号。以下「中止（廃止）承認申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 3 前項の中止（廃止）承認申請書が提出され、知事の承認を受けたときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定は、なかったものとする。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の申請をした補助事業者は、当該申請を取下げるときは、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請にかかる補助金の交付の決定は、なかったものとする。

（補助対象事業の着手）

第9条 補助事業者は、第6条第4項の規定による補助対象工事にかかる工事請負契約予定日にかかわらず、規則第7条の規定による補助金の交付の決定通知をした日以降に工事請負契約を締結し、工事に着手しなければならない。

（状況報告）

第10条 規則第10条に基づく報告は、大阪府既存住宅断熱化促進モデル事業補助対象工事完了届（様式第4号）を、補助対象工事が完了した日から起算して7日を経過した日までに知事に提出することにより行わなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による報告は、大阪府既存住宅断熱化促進モデル事業補助対象事業完了実績報告書（様式第5号）を補助事業の完了の日から30日以内に知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 前項の報告書には、別表4に掲げる書類を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受ける場合は、大阪府既存住宅断熱化促進モデル事業補助金交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（検査等）

第13条 知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、報告を求め、必要に応じて立ち入り検査をすることができる。

- 2 知事は、補助事業中及び完了後においても、補助事業者の住宅その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(取得財産等の管理等)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けて改修した住宅について、補助金交付の目的に従って、適切な維持管理及び効率的な運用に努めるものとする。

(財産の処分の制限)

第 15 条 規則第 19 条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書(様式第 7 号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第 19 条の知事の定める期間は、補助事業完了後 10 年間とする。

(補助事業者の責務)

第 16 条 補助事業者は、本事業で得られる情報等の提供により、大阪府が実施するツールの普及拡大に向けた取組に協力するものとする。

(義務の譲渡等)

第 17 条 補助事業者が、事業の対象となった住宅を譲渡等する場合は、当該譲渡等を受けるものに対して、この要綱を周知し、継承させるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。